

2020年10月15日

株式会社ファミリーネット・ジャパン

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金・ガス料金の特別措置について(10月15日一部変更)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金・ガス料金の支払期日の延長を適用しております。(2020年3月23日、5月15日、6月26日、7月21日、8月11日および9月4日お知らせ済み)

現時点においても新型コロナウイルス感染症の影響が継続していることから、下記のとおり支払期日等のさらなる延長の特別措置を講じることにいたしました。

<特別措置の適用対象となるお客さま>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま(受けるための手続きをされているお客さまを含む)、または、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休業・失業等により一時的に電気料金・ガス料金の支払いが困難であるお客さまからのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

<特別措置の内容>

2020年3・4・5・6月分の電気料金・ガス料金の支払期日を原則として5ヵ月間延長、7月分の電気料金・ガス料金の支払期日を原則として5ヵ月間延長、8月分の電気料金・ガス料金の支払期日を原則として4ヵ月間延長、9月分の電気料金・ガス料金の支払期日を原則として3ヵ月延長、10月分の電気料金・ガス料金の支払期日を原則として2ヵ月延長、11月分の電気料金・ガス料金の支払期日を原則として1ヵ月延長いたします。

<特別措置の申込方法>

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

※: 「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

本特別措置に関するお問い合わせ先
コミュニティでんき・ガスお客さまセンター
電気: 0120-829-416 (携帯電話・PHS 可)
ガス: 0120-829-418 (携帯電話・PHS 可)
9時~17時 (土日祝日・年末年始を除く)